

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年11月1日
発信課 担当者	都市計画課 小林
連絡先	電話 0166-25-9704
	FAX 0166-27-3466
	E-mail tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	イベント・行事 <input checked="" type="radio"/> 募集 <input type="radio"/> 契約・入札 <input checked="" type="radio"/> 会議・説明会 <input type="radio"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)																					
日程	11月8日 ~ 12月7日																					
発表項目 (行事名)	旭川市都市計画マスタープラン(改定案)に対する意見 提出手続及び説明会の実施について																					
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>旭川市都市計画マスタープランの改定案に関する意見提出手続の実施にあわせて、広く市民の皆様に対して本市の考え方を説明するため、改定案に関する説明会を開催します。</p> <p>1 意見提出手続 意見募集期間 平成28年11月8日から平成12月7日まで</p> <p>2 説明会 日時・会場 18:30~(1時間程度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>会場</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月8日(火)</td> <td>神楽公民館(講座室)</td> <td>神楽3条6丁目</td> </tr> <tr> <td>11月10日(木)</td> <td>東旭川公民館(講堂)</td> <td>東旭川町上兵村</td> </tr> <tr> <td>11月11日(金)</td> <td>神居公民館(大会議室)</td> <td>神居2条9丁目</td> </tr> <tr> <td>11月14日(月)</td> <td>末広公民館(講堂)</td> <td>末広1条2丁目</td> </tr> <tr> <td>11月15日(火)</td> <td>市民文化会館(第2会議室)</td> <td>7条通9丁目</td> </tr> <tr> <td>11月17日(木)</td> <td>永山公民館(講堂)</td> <td>永山3条19丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p>※駐車台数に限りがございますので、できる限り公共交通機関での御来場をお願いしております。</p>	日	会場	住所	11月8日(火)	神楽公民館(講座室)	神楽3条6丁目	11月10日(木)	東旭川公民館(講堂)	東旭川町上兵村	11月11日(金)	神居公民館(大会議室)	神居2条9丁目	11月14日(月)	末広公民館(講堂)	末広1条2丁目	11月15日(火)	市民文化会館(第2会議室)	7条通9丁目	11月17日(木)	永山公民館(講堂)	永山3条19丁目
日	会場	住所																				
11月8日(火)	神楽公民館(講座室)	神楽3条6丁目																				
11月10日(木)	東旭川公民館(講堂)	東旭川町上兵村																				
11月11日(金)	神居公民館(大会議室)	神居2条9丁目																				
11月14日(月)	末広公民館(講堂)	末広1条2丁目																				
11月15日(火)	市民文化会館(第2会議室)	7条通9丁目																				
11月17日(木)	永山公民館(講堂)	永山3条19丁目																				
添付資料	<input checked="" type="radio"/> (旭川市都市計画マスタープラン(改定案)について)・無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。																					
報道(取材)に当たってのお願い																						
備考																						

『旭川市都市計画マスタープラン(改定案)』について

■都市計画マスタープランについて

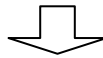
- ・都市計画とは、都市の発展を計画的に進めていくための土地利用のルールや道路・公園の配置などに関する計画です。
- ・都市計画マスタープランは、「将来どのようなまちにしていくなか」という都市整備の目標を実現するための「都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。
- ・「旭川市都市計画マスタープラン」は、平成13年に目標期間を約20年間として策定し、平成24年には見直しを行っていますが、「第8次旭川市総合計画」との整合や社会状況の変化などを踏まえ、今回改定を行うものです。

■『旭川市都市計画マスタープラン(改定案)』の構成

- ① 序章 : 改定の背景や考え方、都市整備の課題について
- ② 全体構想 : 都市の将来目標とこれを実現するための都市整備の基本方針
- ③ 地域別構想 : 全体構想の方針に基づく、地域の特性に応じた6地域別の都市整備の基本方針

改定の基本的な考え方

- 「コンパクト化」と「ネットワーク化」の推進
- 経済活動の活性化につながる基盤づくり
- 「造る」から「保全・活用」への転換
- 安全で豊かなライフスタイル実現への取組



改定後の都市整備の目標

持続可能で安心快適なまちづくり

将来を見据えた都市機能を維持しつつ、誰もが安心して快適な生活環境の形成を目指します。



目標実現のための中心となる部門別の整備目標

土地利用

中心市街地や地域核への都市機能の集積とまとまりのある居住エリアの形成によるコンパクトな都市空間の形成

地域産業の活性化を見据えた基盤の整備

農山村集落の生活環境の維持

都市交通整備

コンパクトな都市空間の形成と連携する効率的で快適な公共交通など移動手段の確保

都市環境整備

公共建築物や道路など社会資本の計画的かつ効率的な運用

都市防災

水害や土砂災害など防災対策の充実と総合的な防災力の強化



目標実現のための方策

『土地利用』『都市交通整備』『都市環境整備』『都市防災』

の4分野からなる都市整備の基本方針

全体構想

地域別構想(6地域)